

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局都市基盤部交通企画課)……………
- 令和七年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………
- ……………(保健医療局健康安全全部健康安全課)……………
- クリーニング師の研修の指定……………(同)……………
- 教習指導員審査の実施……………

告示

●東京都告示第二十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第九百五十九号東京都都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 墨田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画都市高速鉄道事業東武鉄道伊勢崎線
- 三 事業施行期間 平成二十九年六月一日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
なし

●東京都告示第二十四号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和七年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一八階
- 二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地
(一) 管理美容師
令和七年八月二十五日から同月二十七日まで
連合会館
千代田区神田駿河台三丁目二番十一号
- (二) 管理美容師

- ア 令和七年七月一日から同月三日まで
国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号
- イ 令和七年七月十四日から同月十六日まで
国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号
- ウ 令和七年八月二十五日から同月二十七日まで
連合会館
千代田区神田駿河台三丁目二番十一号
- 三 受講料
二万円

●東京都告示第二十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定に基づき、クリーニング師の研修を次のように指定する。

令和七年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 研修の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地
令和七年二月十六日
世田谷クリーニング会館
世田谷区代沢四丁目二十五番二号
- 三 受講料
五千円

告示 (公)

●東京都公安委員会告示第16号
技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員

| | | |
|---|--|--|
| <p>会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和7年1月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の種類 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能 ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> | <p>規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和7年2月17日(月曜日)から同月21日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。) イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの) ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和7年1月30日(木曜日)及び同月31日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号) (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年1月20日(月曜日)から配布する。</p> | <p>ただし、日曜日、土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン) (2) 服装 自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7251-5276</p> |
|---|--|--|

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 本号 一箇月 三〇〇円
印刷所 三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一 郵便番号 101-0051
電話 〇三(五三三三)一〇一〇一(代) 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

